		(1) 障害福祉サービス等事業者等のサービス継続支援										(2) 障害福祉サービス等事業者との連携支援		
 		令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当した事業所・施設等 ① 都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所 ス事業所 ② 利用者又は職員に感染者が発生した障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等、材員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ③ 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所、障害者支援が						入所サービ 5 事業所(職(④ ①から③以外の事業所・施設等であって、令和2年1月15日以降に、当該事業所の職員により、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供した事業所			令和2年1月15日以降に、以下のいずれかに該当する事業所・施設等の利用者の受入れや職員が不足した場合に対援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設・障害福祉サービス等事業所、障害福祉施設等、相談支援事業所・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に位業した障害福祉サービス等事業所		
		各サービス共通		当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問に スを行った事業所(※3)			よるサービ				各サービス共通			
		1, 978	 千円	 /事業所	<u></u> 左記に加えて、	1,978	 千円	/事業所	1, 978	 千円	 /事業所	989	 千円	/事業店
	2 生活介護	631	千円	/事業所	左記に加えて、	631	千円		631	千円	/事業所	316	千円	/事業
	3 自立訓練(機能訓練)	288	千円		左記に加えて、	288	——— 千円	/事業所	288	千円	/事業所	144	千円	/事業
通所系 -	4 自立訓練(生活訓練)	228	千円		左記に加えて、	228	——— 千円	/事業所	228	 千円	/事業所	114	千円	/事業序
	5 就労移行支援	221	 千円		左記に加えて、	221	 千円	/事業所	221	 千円	/事業所	110	千円	/事業店
	6 就労継続支援A型	279	 千円		左記に加えて、	279	 千円	/事業所	279	 千円	/事業所	140	千円	/事業戸
	7 就労継続支援B型	294	 千円		左記に加えて、	294	———— 千円	/事業所	294	 千円	/事業所	147	千円	/事業所
	8 就労定着支援	44	千円	/事業所	左記に加えて、	35	千円		35	千円	/事業所	17	千円	/事業戸
	9 自立生活援助	23	千円	/事業所	左記に加えて、	19	千円	/事業所	19	千円	/事業所	9	千円	/事業戸
	10 児童発達支援	271	千円	/事業所	左記に加えて、	271	千円	/事業所	271	千円	/事業所	136	千円	/事業戸
	11 医療型児童発達支援	172	 千円	/事業所	左記に加えて、	172	 千円	/事業所	172	 千円	/事業所	86		/事業序
	12 放課後等デイサービス	257	 千円		左記に加えて、	257	 千円	/事業所	257	 千円	/事業所	128	 千円	/事業/
	13 短期入所	146		/事業所	左記に加えて、	146	 千円	/事業所	146	<u> </u>	/事業所	73	 千円	/事業/
7427437 (171	14 施設入所支援	1,013			左記に加えて、	1,013	 千円	/施設	1,013	<u> </u>	<u>/施設</u>	506	 千円	/施設
-	15 共同生活援助(介護サービス包括型)	335	 千円		左記に加えて、	335		/事業所	335	<u> </u>		167	 千円	/事業序
	16 共同生活援助(日中サービス支援型)	299	 千円		左記に加えて、	259		/事業所	259	 千円		129	 千円	/ <u>事</u> 業序
入所・居住系	17 共同生活援助(外部サービス利用型)	150	 千円		左記に加えて、	150		/事業所	150	 千円		75	 千円	/ <u>事</u> 業序
-	18 福祉型障害児入所施設	985	 千円		左記に加えて、	985	<u> </u>		985	<u> </u>		493	 千円	
-	19 医療型障害児入所施設	529	 千円	/施設 /施設	左記に加えて、	529	<u> </u>	/施設	529	<u> </u>		264	 千円	/施設
	20 居宅介護	107	 千円		. шин и и и и и и и и и и и и и и и и и и		113	7 70502		113	/ // // // // // // // // // // // // /	41	 千円	/ <u>#</u> /事業序
-	21 重度訪問介護 21 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	175	 千円			_			_			67	 千円	/事 <u>來/</u> /事業i
	22 同行援護	60	 千円						_			23		/事業i
	23 行動援護	106	 千円									41		/事 素/ /事業/
	24 居宅訪問型児童発達支援	33	 千円									11		/事 案/ /事業/
	25 保育所等訪問支援	35	 千円									13	 千円	/ 事業/ /事業/
	26 計画相談支援	50	 千円	/ 事柔// /事業所								25	 千円	/ 事業 / /事業/
	27 地域移行支援	36	 千円						_			18	 千円	/ 事本/ /事業序
和談条 🗕	28 地域定着支援	38	 千円									19		/ 事業/ /事業/
_	29 障害児相談支援	37										18	 千円	/ 罗本/ /事業序
対象経費の例(※5)		【障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等のサービス継続に必要な費用】 ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用 イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用 ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 エ 連携先事業者への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等報酬では評価されない費用 オ 送迎を少人数で実施する場合に緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用 【通所系サービス事業所が人数制限してサービスを提供する際の費用】 カ 通所しない利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース等の費用 キ ICTを活用し、通所しない利用者に対する健康管理や相談援助等を行うための利用者用タブレットのリース等費用(通信費用は除く。) 【通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等が代替の場所にて行うサービス実施に係る費用】					は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	シ 訪問サービス実施を行うため緊急かつ一時的に必要となる車のリース 等の費用 ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用 セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用				手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等 イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、障害福祉サービス等の		

助成額の算定

- ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出(見込)額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。
- なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、奈良県が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。
- ※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業者は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。
- ※3 (1)④及び「当該事業所の職員により、利用者の居宅への訪問によるサービスを行った事業者」とは、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年4月9日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づきサービス提供している場合を指す。
- 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(利用者の居宅への訪問によるサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上の場合を指す。
- ※5 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、個々の事情を勘案し、判断する。